

第3次行財政改革前期実施計画の体系（全体像）

参考資料1

第3次行革大綱(H27～H34年度:8年間)

前期実施計画(H27～H30年度:4年間)

基本理念

基本方針
(3)

改革の方向
(9)

施策
(30)

主な取組項目

第3次総合計画 (H27～H34年度:8年間)

各分野の政策・施策を推進するための2つの視点

市民自治

共に支え合う共生社会を実現するため、次の4つのステップを踏んで市民自治の意識を高めていきます。

[市民自治の4つの柱]

(1)知らせる
・市民と行政がお互いの情報を共有し、情報の交流を推進します。

(2)やってみる
・市民が社会のための活動に興味・関心を持ち、活動することを促進します。

(3)深める
・市民と行政がそれぞれの力を活かして社会的課題の解決を図るよう活動の深化を推進します。

(4)つながる
・市民と行政がそれぞれの役割を理解した上で、つながる力を活かし、協働事業を促進します。

都市経営

豊かな地域社会を実現するため、次の4つの柱を中心に行政の基盤を強化していきます。

[都市経営の4つの柱]

(1)質の高い行財政運営
・最適な行政組織を構築し、安定した財政運営を行います。

(2)効果的なアセットマネジメント
・学校、道路など公共施設の効果的かつ効率的な管理、運営を行います。

(3)ICTの高度利用
・ICTを活用した行政サービスの拡充に取組みます。

(4)多面的な広域行政
・県中部の活力向上のため、国、県、周辺の市町と一層の連携を図ります。

豊かな地域社会を実現するための最適な行財政運営

【協働・連携】

I 市民協働・官民連携の推進

市民協働・官民連携のもとでまちづくりを推進していくには、その概念を本市全体に浸透させ、市民をはじめ、本市に関わるすべての主体が理解することが重要です。
このため、市民に開かれた市政運営のもとで、行政が積極的にさまざまな主体へ働きかけ、コーディネートすることで、「協働」「連携」を一層推進していきます。

1 市民参加・協働の推進

- (1) 市民参加と地域の人材育成
- (2) 協働事業の推進
- (3) 市民活動・地域活動の促進
- (4) 男女共同参画の推進
- (5) 権限移譲による地方自治の推進

- ・自治基本条例・市民参画推進条例・市民活動促進条例の浸透、未来を創る人材の養成 ほか
- ・協働事業提案制度の見直し、NPO・地域・大学等との協働事業の推進 ほか
- ・市民活動への参加の促進、地域防犯活動住民団体の立上げ・支援 ほか
- ・固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実 ほか
- ・地方分権改革への対応と権限移譲に係る執行体制の確立 ほか

2 官民連携の推進と民間活力の活用

- (1) 官民パートナーシップの推進
- (2) 民間活力の活用
- (3) 外郭団体との連携と経営の効率化

- ・官民連携地域活性化事業の推進、地域等と連携したまちづくりの推進 ほか
- ・指定管理者制度の導入の推進、PPP・PFI事業の導入の推進 ほか
- ・外郭団体の経営計画の適正な実施と評価 ほか

3 開かれた市政の推進

- (1) 積極的な情報発信
- (2) 市政情報の共有化・透明性の確保
- (3) 条例による政策の実現

- ・メディアミックス広報等による情報発信、新たな情報発信への取組 ほか
- ・情報公開・保有情報提供の推進、建設工事における総合評価一般競争入札の拡充 ほか
- ・政策条例の整備と条例のマネジメント ほか

【行政運営】

II 質の高い行政運営の推進

行政サービスの質的向上を図り、市民の期待に応え続けるため、優秀な人材の確保と育成、協力して目標に進む組織の実現、ICT（情報通信技術）の進歩に合わせた情報化の推進を図ります。

1 人材育成・活用の推進

- (1) 人材確保の推進
- (2) 人材育成の推進
- (3) 人事制度の運用・改善

- ・地方分権時代に即した人材の確保
- ・人材育成ビジョンの推進、消防職員の人材育成 ほか
- ・女性職員のキャリア形成支援と積極的な登用、人事評価制度の活用 ほか

2 効率的な組織体制の確立

- (1) 組織・機構の見直し
- (2) 窓口サービスの向上
- (3) 定員の適正化
- (4) 職員給与の点検と改善

- ・組織機構の最適化、区役所の体制整備 ほか
- ・葵、駿河、清水区役所の窓口サービスの向上 ほか
- ・職員適正配置計画に基づく最適な職員配置
- ・職員給与制度の継続的な点検と改善

3 ICTの高度利用による情報化の推進

- (1) 情報化推進の総合的取組
- (2) ICTの活用とシステムの最適化

- ・新情報化推進計画の推進、マイナンバー制度の活用
- ・オープンデータの推進、公衆無線LAN事業の推進 ほか

【財政運営】

III 持続可能な財政運営の確立

将来にわたり安定した行政サービスを続けるためには、中長期的な視点のもとに、持続可能な財政運営を行うことが必要であり、特に喫緊の課題である公共施設の管理について、効率的・効果的なマネジメントに取組みます。

1 健全な財政運営の推進

- (1) 財政健全化の総合的取組
- (2) 事務事業の見直し・統廃合
- (3) 公共工事のコスト縮減
- (4) 自主財源の確保

- ・フローとストックに留意した財政運営、財政の中期見通しの作成と公表 ほか
- ・見直し項目設定による予算の定期点検の実施・静岡型行政評価制度の活用 ほか
- ・公共事業の品質向上とコスト縮減の充実
- ・市税等の収納率の向上と適正な債権管理の推進、未利用地等の売却の推進 ほか

2 効果的なアセットマネジメントの推進

- (1) アセットマネジメント基本方針の推進
- (2) 公共建築物のアセットマネジメント
- (3) インフラ資産のアセットマネジメント

- ・アセットマネジメント基本方針の推進（公共建築物・インフラ資産） ほか
- ・学校施設整備計画実施計画の策定、市営住宅整備計画の見直し ほか
- ・都市計画道路の見直し、道路施設（橋梁・トンネル等）の適切な維持管理 ほか

3 地方公営企業の経営改善

- (1) 水道事業の経営改善
- (2) 下水道事業の経営改善
- (3) 市立病院の経営改善

- ・収納率の向上と適正な債権管理の推進、包括民間委託の採用 ほか
- ・収納率の向上と適正な債権管理の推進、公共下水道への接続促進 ほか
- ・経営形態の見直し、病床機能の再編（清水病院） ほか